平成２２年（フ）第３６９号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　植竹団地９―104
債務者　柴口　一男
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
埼玉県行田市持田３丁目16番９号
債務者　永野　幸子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５号
岐阜県恵那市長島町永田348番地68
債務者　安藤　敏雄
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０３１号
大阪府門真市寿町22番26号、前住所大阪府門真市大池町41番27―212号
債務者　谷本　　登
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７号
長崎県長崎市銭座町５番12号　リトムビル202
債務者　中島美代子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷26―１　コーポサン102号、住民票上の住所長崎県長崎市平野町22番27号　レジデンス六本木101号
債務者　林田　光明
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷561番地47
債務者　鈴木　裕司
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９号
長崎県長崎市夫婦川町４番32号　春徳寺アパート左奥、旧住所長崎県長崎市新戸町１丁目13番６号　中島アパート201号
債務者　小西　美樹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
大分県宇佐市安心院町荘575番地
債務者　小林智加子（旧姓筌口）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４号
札幌市清田区北野４条３丁目６番８号
債務者　森山　源司
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２７号
札幌市南区真駒内柏丘11丁目１番101号
債務者　長谷川美智子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７３号
札幌市白石区本通９丁目南５番９―503号
債務者　佐藤　　勲
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３６号
札幌市白石区東札幌３条４丁目６番８号　一二三荘１階左
債務者　柏谷　和文
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８９号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目21番20号　サウスコートＡ101号
債務者　片岡　　忍（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１５号
札幌市北区北32条西３丁目２番13号　ル・テール202号
債務者　渡部　健二
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２６号
札幌市東区北24条東16丁目２番13―401号
債務者　稲川　奈美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５９号
札幌市白石区平和通２丁目北４番36―505号
債務者　大甕裕美子（旧姓工藤・小島）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部